

令和6年度 周南市人権施策推進審議会議事録

1 開催日時：令和6年9月17日（火） 14時00分～15時30分

2 開催場所：周南市役所1階多目的室

3 出席者

委員（10名） * 7名欠席	大坂委員、 國廣委員、 吉川委員、 宮下委員 田中委員、 岸村委員、 大林委員、 西川委員、 信吉委員、 松下委員
事務局（5名）	環境生活部長、人権推進課 3名、人権教育課 1名

4 あいさつ

5 委員・事務局紹介

6 会長・副会長の選任

（会長に大坂委員、副会長に國廣委員を選任）

7 議 題

○「令和5年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告」について

（会長）最初に、令和5年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）それでは、令和5年度周南市人権教育・啓発に関する取組についてご報告いたします。

本市は人権推進にあたっては、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿って、「周南市人権行政基本方針」に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、取組を実施しています。

まず、1～9ページに表記しています、人権を尊重した行政の推進でございます。市が行う業務は、全て人権に関りがございますので、市役所庁内の各部・各課で人権尊重の視点を踏まえた取組を進めています。人権意識の普及高揚のための啓発活動や推進施策を総合的に推進しております。

次に、10～33ページの分野別人権課題ごとの人権教育・啓発の取組実績ですが、「山口県人権推進指針」に掲げている16の分野別人権課題のうち、各課で実施した取組を掲げております。

また、「周南市人権行政基本方針」の中で人権教育・人権啓発・研修に取り組む対象としている、学校、地域社会、企業・職場、市職員、教職員、保健・医療・福祉従事職員等の対象ごとの整理をしております。

取組の手法としては、研修会・講演会、広報・リーフレット、各種イベントでの啓発など、様々な取組を実施しております。

あわせて、取組の中で、人権に関する研修会や講演会のスタイルとして実施したものを、人権に関する対象者別と課題別に分類し、令和2年度から令和5年度までの4年間の実績を整理したものを、本日の配布資料としてお示ししております。

対象者別の表に掲げた研修、行事には、本市が直接主催するものもありますが、それ以外に小中学校においてテーマや日時を調整して開催するものや、市内を10のブロックに分けた地域ごとで開催するものがあり、それぞれ学校や地域の自主性により特色のある課題から選ばれておられます。

その課題ですが、資料の裏面の人権課題別の表を参照いただきたいと存じますが、特に、いじめや虐待防止などの「子どもの問題」や、「同和問題」「インターネットにおける問題」などが、課題テーマとして多く取り上げられている状況です。

また、山口県人権推進指針に挙がっている16の人権課題のみではなく、ハラスメントなど新たな課題や複数にまたがる課題、大きい括りで人権感覚を養うものは「人権全般」に区分してございます。

以上、人権推進課から人権施策推進の所管課として、令和5年度人権教育・啓発に関する取組をご報告いたしました。

引き続き、人権教育課より説明をさせていただきます。

(事務局) 人権教育の取組ということで、補足させていただきたいと思います。周南市の人権教育でございますが、県の指針、市の基本方針に基づいて、一般市民、地域、学校、企業職場において進めているところでございます。

まず、一般市民を対象とした地域での取組でございます。一番上段のハートフル人権セミナーでございますが、これは広く市民の人権という、基礎講座として市内16の地域で毎年テーマを変えながら、継続的に実施しているもので、令和5年度は受講者が517人となっております。

さらに、さまざまな人権関連について、よりさらに深めていく人権ステップアップセミナーを開催したり、それから市内の10の地域ブロックというのが協議会を立ち上げて、そこで地域ごとで人権学習をしていただくといった取組をやっています。

それから、隣保館とか市民センター等で主体的に、人権を取り上げた講座等を開催しています。

それから、本課の指導員による出前講座等を実施しているところでございます。

続いて学校における取組です。これは各小中学校・幼稚園の児童生徒を対象としたものとか、教職員を対象とした研修会等を開催したものです。

最後に、企業職場における取組としまして、市内の81事業者で構成する企業職場人権教育連絡協議会の中で、毎年3年3回程度、研修テーマを決めて、主体的な取組を進めているところでございます。また、企業職場においては、出前講座で各会社の社員研修ということで、令和5年度は729人が受講いただいております。

ります。

(会長) ただいま、事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見等があればお願いいたします。

(委員) 小学校中学校等いろんな人権教育があると思うんですけども、そこに地域の高齢者の動員があるんですけども、保護者に対してはどれぐらいの参加があるのでしょうか。

(事務局) 学校が主体となって開催し、そこにお集まりいただくPTAを呼ぶとか、学校で開催する時に、10個ある地域ブロックで行うこともあります。なので地域を上げてという形になります。数字を持っていないんですけど、大体生徒さんプラスアルファで、少ないとこで20人ぐらい、多いところはおそらく5,60人とかですね。大体そのぐらいの方が来られています。

(委員) 開催が昼間ですもんね。なかなか保護者も出てくるのは難しいですね。

(事務局) そうですね。と言っても学校によっては、きちんと参加されていらっしゃる地区、学校もございます。それと参考までにここからは正確な数字ですが、ハートフル人権セミナーを市内16カ所でやっていますが、これは地域住民が対象ということなんですけど、ここでだいたい令和4年の実績を申し上げますと全体で517人、そのうち保護者、PTAが143人、約28%が保護者となっています。

(委員) ありがとうございます。

○「令和6年度周南市人権教育・啓発に関する取組状況」について

(会長) 続きまして、令和6年度周南市人権教育・啓発に対する取組状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、令和6年度の取組状況についてご報告いたします。

本年度現在までの取組状況について、県の人権推進指針、本市の基本方針に沿った施策を推進しておりますが、その取組状況について、大きく3つに分けてご報告いたします。

大きく1つ目、人権啓発・推進事業ですが、①人権講演会等の開催、人権推進課では、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育課と連携し、市内全域で、児童生徒、保護者、市民を対象にした人権講演会を開催しています。

②人権啓発コーナーの設置、市内41カ所に「人権啓発コーナー」を設置し、人権学習資料として、人権テーマごとにわかりやすくまとめています「人権ポケットブック」等の資料・冊子を配布し啓発に取り組んでいます。

③特設人権相談所の開設、人権擁護委員(14名)による人権相談を市内5カ所で毎月1回実施しています。さらに6月1日が人権擁護委員の日なのですが、今年度は土曜日でしたので、6月3日に本庁2階共用会議室、コアプラザかの、ゆめプラザ熊毛で特設相談所を開設しました。

④人権の花運動、人権の花運動は、花の育成に取り組む児童の活動を通して命の大切さを知り、思いやりの心を育むことをねらいとして、人権擁護委員協議会をはじめ、法務局や小学校にご協力いただきながら、今年度は、徳山、遠石、菊川、勝間、大河内の5つの小学校において実施しています。

この運動とあわせて、講演会等を開催し、児童生徒、保護者、地域住民への人権啓発を図っています。

⑤強化週間等に伴う啓発、11月11日～17日の同和問題啓発週間、12月4日～10日までの人権週間など、強化期間に合わせて、パネル展示や広報紙の活用など啓発活動に取り組む予定にしています。

大きく2つ目、隣保館における啓発・広報活動についてですが、市内には尚白園、東福祉館、川崎会館、高水会館の4館があります。

隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置された施設で、人権相談や、館だよりの発行や講演会の開催により人権啓発活動を行うとともに、定期講座など地域交流事業を行っています。

なお、東福祉館につきましては、現在、耐震改修工事のため、11月末まで休館する予定としています。

大きく3つ目、男女共同参画推進事業についてですが、①男女共同参画推進講演会等の開催、男女共同参画推進講演会につきましては、地域講座として、ハートフル人権セミナーの中で開催しています。

また、男女共同参画セミナーとして、12月18日、学び・交流プラザにおいて、飯田あきる氏をお招きし、「性別でみる多様性と人権～みえない／みせないしんどさを抱える 人に向き合う～」という演題で講演をいただく予定です。

また、公益財団法人山口きらめき財団に講師派遣をお願いして、デートDV防止講座を市内の高等専門学校、高校等で開催、あるいは開催予定としております。

さらに、委員の皆さまには既にチラシを送付させていただいておりますが、男女共同参画委託事業として、周南公立大学に委託し、9月20日、11月8日に横浜市民センターで、周南公立大学教員による講座及びワークショップが実施される予定です。

②強化週間等に伴う啓発、6月23日から6月29日までの男女共同参画週間、10月の男女共同参画月間及び11月12日から11月25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間の取組として、市広報やホームページなどによる周知をはじめ、パネル展示等による啓発活動を行います。

③情報誌「じょいんと」の発行、情報誌「じょいんと」の発行ですが、5名の編集委員が取材・編集を行い、毎年1回、発行をし続け、今年度通算32号を発行する予定としております。

なお、男女共同参画推進事業につきましては、第2次周南市男女共同参画基本計画に基づき実施しているところですが、現在、令和7年度から10年間を計画期間とする第3次周南市男女共同参画基本計画の策定について、周南市男女共同参画審議会に諮問し、ご審議いただいているところです。計画の策定は本年度末

の予定としています。

以上、人権推進課では、人権意識の普及高揚のための啓発活動を中心に、総合的に推進していくために庁内各課との調整や、委員皆様の団体や関係機関ともご協力頂きながら、連携し、取り組んでいます。市民の人権への意識をより高める手段や、身近に感じていただける啓発、市民参加を促進する手法などが課題と考えています。そのあたりにつきまして、委員の皆様からそれぞれのお立場でご意見ご提案をいただければ幸いです。どうぞ、よろしくお願いします。

引き続き、人権教育課より説明をさせていただきます。

(事務局) それでは、令和6年度の取組状況についてご報告いたします。

お手元の令和6年度の取組状況、人権教育課という一枚紙をご覧ください。基本方針はこれまで通り「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」に基づいて、学校それから企業において取り組んでまいります。地域における取組につきましては、先ほどからのハートフル人権セミナーでございます。令和6年度はこの日程、内容で今進めております。こちら毎年テーマを変えておりまして、継続的に実施させていただいているところでございます。このセミナーには様々な人権課題を幅広く学ぼうとされるリピーターの方の参加も大変多くなってまいります。それも大事ですけども、一方で人権教育の質を広げるためにはやはり新規の参加が多いことが求められていると思いますので、事業の目標として6割は新規の参加者ということで受講をしていただこうといったことで取組を始めているところでございます。

それから2番目、人権ステップアップセミナー、これは人権意識を広めていく地域の自治会のリーダーを育成して行くために人権課題についてさらに深めて、地域の教育に当たってくださり体験とか前提は研修とし、進めていく方向であります。裏面になります。③の人権オープンシアターでございます。これはDVD鑑賞や、紙芝居、シールアート体験などを通して人権について気付き、感じていただく内容としております。今年度は県の男女共同参画イベント「家族みんなのフェスタ」と共催して、11月17日の日曜日に学び交流プラザで開催する予定にしております。次に④のブロック人権教育推進協議会の取組です。市内の10地域ブロックでございますので、それぞれ学校と連携した講演会とかでも開催とかそういった地域のニーズとか特性に応じた取組ができるように、そういったブロックの皆さんに連携しながら支援してもらいたいと考えています。それから大きく3の学校における取組、それから4の企業・職場の取組についても引き続き小・中学校、幼稚園そして企業・職場において自主的な人権学習の取組が行われるよう支援してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

(会長) ただ今事務局より説明がありましたが、市の人権施策について委員の皆様からそれぞれの立場でのご意見ご提案等ございましたらお願いします。

(委員) 人権ステップアップセミナーの件ですけれども、5月30日にペガサスに研修会に参りました。非常に素晴らしい研修でした。私がすごく感じたのは、こういう高齢者の方って結構、そういう意味でお時間とかあると思うので、もっとこう

広く啓発、私が声掛けした人も全然ご存知なかったのでもう少し上手に広報活動されたらもっと参加者も増えて意識向上になるんじゃないかなとちょっと思いました。以上です。

(事務局) ありがとうございます。周知もきちんと徹底して行きたいのと、この事業が目指すところはそういった人権教育というか、そういったものを地域に広めていくという部分で、地域の中でそういった身近なリーダーの方に近所の方とか、知り合いとかにちょっと行ってみようよとか、お声掛けいただくとか、そういった方を養成するようなものでございまして、そのへんのことも今からどんどん広めていきたいと考えております。

(委員) 9月1日から県がパートナーシップ宣誓制度をやったんです。それは周南市としてはどういう風なサポートされるのかなというのがあるんです。なぜかと言うと気になるんです。前は山口市はパートナーシップ宣誓制度はやるけども、周南市はやりませんというのがあって、どうも気にかかっているんですけど、まあ実際には宇部なんかは2年間で7組ぐらいしかなくて、それ以上はつきりは言われなかったけど、あんまり増えることはないだろうというニュアンスでは言われたけど、やっぱりマイノリティでそういう人たちがいるんだったら、市としても何かやってもいいのかな、なんでやらないのかなという風に感じています。そして県に必要な書類を出して申し込んだら、県の総合庁舎にいついつ来てくださいということで宣誓を受け付けて、そういう風なパートナーである形みたいなものが残るっていう制度みたいなんですけど、どうかなっていうそれに対して、宇部と山口と阿武町はパートナーシップ宣誓制度を単独で作られている。そのなんとなく市政というのは理解できるんですけど、そんなところですよ。

(事務局) はい、ご意見ありがとうございます。今ご案内がありましたように、9月1日から県の方もパートナーシップ宣誓を始めました。これを始めるにあたって、各市町にも、この制度を使って利用できるサービスが無いかなという調査がございまして、県のホームページのほうにすでに市町で使えるサービスについては掲載されているところであります。当然、県の方で使えるサービスについても掲載されております。今、私共の方としては、主なものとしては市営住宅の申し込みです。県営住宅の申し込みについては、当然、親族等にパートナーの方も含まれるという取り扱いになっているわけでございますけれども、周南市、ほかの12市全てだと思いますが、同じように市営住宅の方の利用される際に、このパートナーシップ宣誓受領カードであったり、受領証を提示したりすることによって、親族等ということで取り扱いがなされるようになっております。こういったところが今回の県のパートナーシップ宣誓制度が始まったことによるメリットといいですか、そういうところになるかなというふうに思っております。市としてまた別に宣誓制度を実施するかというところについては、今のところ、まだこれを実施するということには至っておりませんし、他市の状況等も鑑みてまた研究して行きたいというような形になっております。以上です。

(委員) 県の今パートナーシップ宣誓制度で気になっているのは戸籍。つけなきゃいけ

ないっていうことになっているんです。何年か前にNHKで、女性の方と結婚して、子どもをもうけた。だけどやっぱり自分の心の問題として許せないから逃げちゃった。そして、男性の方とパートナーと一緒に組んでいる。ただし、責任を取って奥さんと子供さんに対しては生活費を送金しているというようなのがあったんです。そうすると県の制度だと、要するに一人の方は離婚されたかどうかまではわからないんですけど、もし離婚をされてなかったとしたらその人はパートナーシップ宣誓制度を使えないんです。だから、奥さんのいる方はいいかもしれないけれども奥さんがいなくてパートナーをしている人だったら、自分の持っている権利が使えないのかなと思ったりしているので、その辺は市の方でパートナー宣誓制度を作って、県の方で出来ないことを補完できるような体制が出来ないかなというところです。特に意見をいただこうと思わないんですけど、マイノリティの中にマイノリティの問題を持っている方がいらっしゃるということを考えてそのへんは県がダメなら市が作ってあげればなと願っています。

(会長) ご意見として承ると言うことでよろしいですか。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員) 今日のお話の中に、人権は「じゅう びょうどう いのち」と言われたんです。私が気になっているのは、私の子ども自体がLD、学習障害なんです。その関係でLD学会などに入っていた時期もありました。もう8年になるらしいですけど、櫛ヶ浜駅で貨物列車が何かに飛び込んでお亡くなりになった高校生がいらっしゃったんです。高校生だったということなんだけど、どこに責任の所在があるのかっていうことがよくわからないんですよ。人が一人亡くなっていて、高校側は、新聞報道では学習障害だったということで、学習障害だったら、いろんなことに対してこういうところが弱いから配慮してあげなければいけないんですかとか、みんなとうまく付き合えないところがあるからっていうのをやらなきゃいけないんだけど、それはなくて、先生もからかってたりして、本人はいろいろ苦しくなっちゃって、最後、自殺されてしまったという、どうなんだろうなと思って、実は、障害者の関係の自立支援協議会の教育部会というところがあったから、そこにわざわざ部会に入ってその話をしたんですけど、みんな触れたがらない、難しい問題だからかもしれません。

どうなのかなと思ったら、あれよあれよ8年経って、9年目になるかもしれませんけれども、人権のサイドからはどういうことができたのかなと思う。これは意見で、回答が難しいと思います。

(会長) こういうことは、人権の題材として扱われることはあるのでしょうか。

(事務局) 心の健康ということで、命の大切さも含めて市の方では健康づくり推進課で自殺対策について、ゲートキーパーという形で研修を進めています。

人権サイドはセミナー等でそういったテーマを設定し、実施はしているところでございます。

(委員) 健康づくり推進課の自殺対策という話が出たけど、本当にゲートキーパーをやる気なのかなと思う。なぜかという、ゲートキーパーというのは、まず迷っている

人を見つける、声をかける、話を聞く、専門職につなげる、見守るというようなことで、どうも傾聴は何かしかの訓練をしないと難しいんじゃないかなと私は感じているんですけど、そのへんが何か行われているのか、行われていないのかよくわからない。

私は高齢者の自殺が気になっていて、おとしは高齢者の自殺数の方が交通事故の死亡者数より多いんです。インターネットで見えていたら、長崎県の高齢者の自殺対策で、原因の多くは病苦によるものだということが出ている。その後、山口県のも調べたら、健康問題によるって書いてある。なんか適当にテレビコマーシャルに流すのでなくて、何かもうちょっと地に足がついたような活動があればいいのかなと思って、結局、みんなできないのかなと思った。

(会長) 2つご質問が出たと思います。1つはゲートキーパーの制度が機能しているのかということですか。

(委員) ゲートキーパーの研修はやっているんだけど、話を聞くっていうところが非常にデリケートで難しいんだけど、ただ、その話を聞くっていうまであって、問題は専門家につなげるっていうところがあって、そこがどういうふうにつなげたらいいいのかなっていうのは、ゲートキーパーの研修会ではわからない。

(事務局) ゲートキーパーの研修の内容になりますが傾聴スキルのところだと思うが、これは私どもが健康づくり推進課と実施したゲートキーパー研修では、ロールプレイという形で傾聴について話の聞き方とか、そういった事例を通した研修をやっております。ただ、それが全部のゲートキーパーの研修でやっているかどうかはわかりません。

それから専門家へ繋ぐというものがあります。これはまずつなぎ先をきちんと把握しましょう、理解しましょうといったことで、担当講師が市や県の相談窓口といったものを周知するように研修の中で触れられていたと思います。

(委員) 私自身がそういう方を見つけたこともないし、声もかけたこともないけど、話を聞くのにどういうふう聞くのかなというこがわからないというのと、その話を聞いてどこに連れていくのか、本人が行くと言ってくれば、精神科の病院がいいし、精神科の病院がいやだったら、心療内科に連れて行ってあげて、あとはそういう専門家に任せながら、見守っていくしかないのかなというのがあるけど、じゃあ具体的にどうやるか、自殺の問題がでてきたので。

(会長) より実践的な研修等にしていくべきではないかというご提案でよいか。

(委員) ロールプレイングでいいから、いくつかのパターンがあるでしょうから、ロールプレイングでこういう雰囲気の時はどうするという。

警察も1つ悪いのがあって、実際には自殺された方の状況はわかっているんだけど、警察は絶対に個人情報の保護みたいなので言わない。私としては住所と名前じゃなくて、どういう原因・動機でお亡くなりになったかが知りたいのと、その年代別ぐらいが知りたいんだけど、それは教えてくれない。県警の方にしつこく聞いていたら、インターネットで「市町村別自殺者数 厚労省」で検索すると、年代別と原因・動機がわかるようになっているし、自殺対策室かなんかに聞くと、「もう少し

詳しいものが知りたかったら、市役所から聞くとお教えできるけど、個人ではお教えできません」と。

今、どこの課も事務仕事が多くて、そっちを待っているばかりで、そういうふうに悩んでいる人たちに寄り添ったりすることができないのかなというのがあるし、学校現場でも、高校の担任の先生あたりと話すと、小規模な学校だからいいだろうと思った。大規模な学校でも小規模な学校でもある程度の公務があって、大規模な学校だったら教員の方がいっぱいいるから分散できるんだけど、小規模は教員が少ないから結構辛いですか。

何かちょっと大切にすることが何なのかなってというのは、ちょっとおかしい世の中になっているような気がします。

(会長) 先ほどの２点目の質問で高齢者の自殺の対策について質問があったと思いますが、事務局の方でありますか。

(事務局) 高齢者の対策についてですけれども、地域包括支援センターに自殺も含めたリスクがある方の相談があったりとかあると思いますし、友愛訪問活動の中でもそういったことがあったりとか、要援護者の安否確認実施事業なども実施されていますし、その中でそういったことに接することがあったりとか、もやいネット周南であったりとか、老人クラブなどいろんな場面で、そういった相談がある可能性があるというところで、そういう気付きから、寄り添って、声掛けして、話を聞いて、繋げて見守っていく流れをつくっていく必要があるのではないかと思います。

(委員) 日頃、高齢の方の相談に乗らせていただくところにあるんですけれども、自殺に特化してというよりは、高齢の方のご相談がありました時には、しっかりお話を聞かせていただいて、その方に必要な支援だったり、意見を考えさせていただくというような形をとらせていただいております。

その中で地域に向けて、いろんな啓発が必要な時は、そういうことをさせていただく時もありますし、個別のケースにしっかり関わっていくことで、介入していくというようなケースであれば、そのように対応させていただいているっていう感じで取り組んでいます。

(委員) 私も高齢者に関わる仕事もしております。具体的に専門家ではないので、専門性を持っているわけではないんですけど、実際の方と独居の方、援助が必要な方と関わることがありますのでそういった時に、やはり課題がいっぱい出てくるわけです。そういった時にそれぞれの専門の方、ケアマネジャーや包括の方であったりとか、市の方、市の社協の方とか、いろいろなところに繋ぐコーディネーターという立場でおります。やはり独居の方で、「死にたい」「死ぬんだったらどこに行って…」というようなことを言われることがあります。実際にはそうされようとした方もいらっしゃると思います。そういった時に私は本当に、特別にゲートキーパーの訓練を受けているわけではないです。傾聴の研修というのがありますけど、それはその独居の方とか、高齢者の方に対してのものでもなく、お話をしっかり聞くということはやります。その上でそれぞれの方に繋いでいく。それは今、高齢者のことでお話ししましたけれども、私は青少年から乳幼児の親子で関わることも作業の中でしますので、

それはみんな同じだと思っています。皆さんそれぞれの肩書きを見ますと、専門性のある方たちかなと私よりもある方たちかなと思いますので、そういった方と知り合いになることによってネットワークができると思います。そのネットワークをまた、例えばあの周南公立大学の大坂先生とネットワークできたとしたら、大坂先生が他の方とのネットワーク持たれていると思いますので、そこでまた強い繋がりができてくるのかなと思います。それがしっかり周南市の中でできてくると、人権の問題とかも、もう少し優しくとらえられていくのではないかなと、まだまだ先が長いかもしれないですけど、パートナーシップ宣誓制度にしても、周南市でどうにかしてくれるといいなという思いはありますけど、法的な問題とか色々ありますので、そのへんも専門家の方と少しずつ改善していったら、それぞれの課題が解決できるようになっていけばいいかなと私は思っております。

(委員) 民生委員をやっていますけど、そうですね。今の高齢者の問題なんですけど、私たち民生委員は決してプロではないので解決はできません。だから、専門の方に繋ぐっていうのは、これは民生委員の大きな仕事だと思っていますので、そういうふうに心がけて、見守りをして、もやいネットや高齢者支援課など、いろいろな包括センターなどに繋いでいこうとは思っております。それから人権のことですが、毎年ハートフル人権セミナー、これにはご案内をいただくので、なるべく出席しようと思っていますし、民生委員の総会の時に、人権についての基本的なことを教えていただいたりしております。そして、先日久米の男女共同参画セミナーに参加しましたが、とても皆さん熱心に講義を受けられていて、ちょっと感動しました。その時のことを、私は情報誌の編集もしていますので、情報誌に書いて、民生委員のみなさんに読んでいただいて、人権っていうことはそんなに難しいことじゃないんですよっていうこと、ちょっと少しでも私の体験を通して、お知らせしたいなとは思っています。今日はちょっと情報誌を持ってきましたので、後で見ただけならと思っています。以上です。

(委員) 高齢者、また実際にですね、内容は言えないという相談が結構あります。傾向としましては、お話する相手がいないというのが一番大きいかなと。これは地域によります。やはりですね、高齢者が一人で住んでいらっしゃるのかですね。周りとの接点がないということで、お悩みになっているというところで、人権擁護委員へ相談にいらっしゃるんですね。傾聴とかお話を聞いてですね、普段自分が周りに言えないことを聞くというところです。実際に人権擁護機関として、動いてほしいということであれば、その人権侵害があるということであれば、そのことについて相手方当人とお話をしていることがあったり、申告者、相談者に相手方に対してのお話をさせていただくことはありますけども、こちらの方は事件として保護機関と言われるとそういうわけでは一切ないので、ほとんどの場合は個人の方がお話をする場です。法務局として、解決できることもできないことも当然ございます。あくまで国の機関だからといって強制権がございませんので、相手の立場に立ってお話をさせていただくというところが前提でございます。インターネット等の人権問題については、皆さんお持ちじゃないかもしれないですけど、こういうパターンに

対してこういう形の窓口がある。例えばプロバイダーに削除依頼をしてほしい場合、こういうところがあるよというような形で、委員さんと職員の方で研修しております。傾聴スキルが高いのかということをお話しますと、実際、高い人もいれば高くない人もいらっしゃるというところもあって、やはり積み重ねのスキルが一番大切なのかなと思います。他の機関の皆様におかれましても、やってみないことにはどうしてもスキルというのは伸びないんです。実際に事件に携わった場合、そのロールプレイってというのはあくまで基本的なところで、はっきり言って派生がすごくあって、経験が必要になってくるのかということがあります。最終的に職員さん、委員の方がそういうスキルを獲得するためには、やっていただいた上で、経験者、スキルのある方に相談しながらやっていくという状況もございますので、そういう形で育成をしていただかなければどうしようもないのかなというところが個人的な考えでございました。

(会長) せっかくですので、他の委員の皆様も何かご発言いただけたらと思うのですが。

(委員) これは今は何の点についてですか。

(会長) ずっとこう色んな話に繋がっていますが、高齢者の支援だったり、障害がある方の支援、さまざまな方と人権が、ここで多分色んなテーマを扱うことになると思うんですが、包括的に使う以上、やはり少しずつ個別の様々な方々の人権というものが侵害されているとされている状況があるのではないかなというのが多分今までの委員の皆様からのご提案、ご意見なのかなとは思っております。何か他にございましたら。

(委員) 今学校現場にありますので、子供達のことともさっきから話題になっているので、ちょっと考えを述べさせていただければと思います。学校における人権教育推進、人権推進の課題としては二つあるんじゃないかなと考えております。一つが学校における教育活動中での人権教育があります。もう一つが保護者、或いは保護者世代に対する啓発についてと言う二点でございます。一点目についてはさっきの説明にもありましたけれども、県には16の分野別課題がある。学校の方に降りてくるのは、バランスのよい指導をなさいよというような事があるんですが、小学校一年生をイメージしていただくという時に、学校の中でこういった分野別をどのように取り扱って、どの教科のどの時間でやろうかといつも課題になっています。かなり厳しくて、なかなかバランスっていうのを意識して指導が十分できてるかというところ、難しいところが実際でございます。じゃあどうするかと言ったら、私は校長として言うのは、すべての教科とか、すべての教育活動とか、学校生活全般について、人権尊重の視点で指導支援をしていることが人権教育ではないかという風に話をしています。そうなってくると、結局、学校における人権教育の推進っていうのは、教職員の立ち振る舞いになるのかなという感じはしています。これが難しいのは、先ほどあの100%の人は難しいですけども、学校の場合は子供や保護者にとっては一人でもこういった感覚に欠ける者があると、学校教育全体の信頼を失墜するということで、かなり現状としては難しい。いろんな教職員や教員の免許を持たない、いろんな職員で働いている場でございますが、そういったものに対しても立ち

振る舞いについては、ということを考えています。できることは何かって言ったら、研修の機会の設定であるとか、無理なくそういったことを考える機会を調整していくことではないかなということを考えています。

それから先ほどゲートキーパーの話もありましたけれども、周南市ではこの夏に小中学校の各校の人権教育担当の教員を集めて、分野別の子供についての研修を行う中で、ゲートキーパー研修的なものを行いました。ご存知のように子どもの死亡の一番の原因は自死ですから、それを例えば、二学期、夏休み明けや三学期明けに、新学期にどのように教職員が対応したらいいのかということ、ここでは論理とかではなくて実践的にロールプレイを通して学ぶ場を設けました。これをもって教職員がゲートキーパーの専門家だって全然そんなことはないし、たくさんある中で、やっぱりそういった視点も大事だという啓発の一つとなるようにすることで、こういうことを行いました。

二点目でございます。これもさっきあった保護者世代の研修離れみたいところで、ご自身も、皆さん方もそうだと思います。私もそうなんですけども忙しい時は忙しくて、とてもじゃないけどそんなところに時間割けないよということも全然あるかと思います。そういった中で学校では人権教育参観日に合わせて講演を行うとかですね。あるいは子供達と一緒に聞けるようなテーマや内容、講師を工夫するとかってやっていますけれども、実際問題、参加率は本当に良くなりません。学校は保護者を教育する場ではないです。けども、保護者が学ぶような機会を作るところではあると思いながら悩んでやっています。全然うまくいってないんですけど、こういった形の課題を抱えながら、学校ではやっていますよということで。こういった思いを述べたんですけど、良かったですか。

(会長) ありがとうございます。学校教育に関わる目線からご意見をいただきました。その他今年度の人権教育・啓発に関する取組についてご意見等がございましたらと思います。

(委員) 現在、男女共同参画推進委員を8年やらせていただいて、母子推進員を10年以上やっております。いろいろ人と出会うことが多いんですけど、男女共同参画推進員に関しては、ハートフル人権セミナーで年2回、講演とワークショップをやらせていただいております。いつも思うのは本当に参加者が少ないということで、市民センターの方たちが一生懸命人を集めていただいている地域もあります。久米と櫛ヶ浜だけはなぜか多いんです。50人以上、櫛ヶ浜は民生委員さんがたくさん出てこられますし、久米地区はPTAの方がたくさん出てこられます。でも、そのほかの地域は本当に人を集めていただいている状態です。やっている方は個人でも手を上げて、ハートフル人権セミナーの一年間に参加していただいて、ちょっとでも自分が違う知識を求めるような、ちょっとそういう周南市というか地域になっていったらいいなと思います。自分でもちょっと他に行ってみたいなと思う時もあるんですけど、なかなかこう足がすくむというか、よその地域に行くのがちょっと気が引けるような時もあります。去年はステップアップセミナーでハンセン病の岡山に行きました。とてもなんかちょっと何とも言えない気持ちで帰ったんですけど、死ぬ

までに一度行きたいと思っていたので行かせていただいたんですけど、本当になんかこれ日本にあったんだなって言うところからでした。もう少しハートフル人権セミナーもこういうことも、もう少し指導者ということもあるかもしれませんが、市民の方や周りの人は全く知りません。こういうことがあること自体、もう少し本当に参加できるような手を挙げられるような方法をちょっと取っていただいたら良いんじゃないかなというふうに思っております。

(委員) ありがとうございます。先ほどからたくさん出ている話題の中にいくつか私にも関わることもあるなと思いながらお聞きしておりました。まずパートナーシップ宣誓制度に関しては、私もよく知らなかったんですが、私の友人がバイセクシャルで山口県出身で、この地での生きづらさっていうことを感じていて東京に行ってしまった。すごくスキルも高いし能力もある方で、実はそれが2名いて、若い10代の方と30代の方でして、そういう子たちを取りこぼすというか、地元には本当に居たいのにパートナーシップが認められている都会に出なきゃいけないという実情があるということがあったので、山口県で宣誓制度が始まったんだったら市単位でもぜひとも変わっていただきたいなと思います。そしたら少なからずスキルの高い若者の流出を多少押さえられるかなという風にも感じました。

そして先ほど自殺の問題というのをおっしゃられたんですけども、私の息子の先輩が関わっているというのもありまして、確かにいろいろ分かってない状況だったりとか、先生との関わりだったりとかがあった中で、亡くなられたご本人もそうなんだけど、周りにいた先輩や同級生も、ものすごく傷ついていて立ち直れないよねっていうところまで落ち込んでいる状況っていうのをなんとなく知っていたので、いろんなところでどうしたら人権って救いようがあるのかなっていろいろ考えることがあったんですけど、どこまで突っ込んでいいのかなって思っております。

私は食に携わっているんで、基本的に食べることは生きることだという風に思っていて、個人的に講演会とかも年間によくさせていただいているんですけども、その中でやっぱり食べ物を大切にすることが人権教育にも繋がってくるみたいな話をPTAさんとかにすることがありますが、そういうちっちゃなこと、ちっちゃなお話、ちょっとしたことで、「はっ」て気付くお母さんたちがすごく多くて、たしかに参加されるのがすごく少ない人数かもしれないけれども、その「はっ」て気づいたっていう人を一人ずつ増やしていくことが大切なので、たくさん講演会とかされているのでそれはすごくいいことだなと思ったし、諦めずにずっと続けていっていろんなお話をいろんな人が聞いてくれるのがいいのかなというふうに思います。

(会長) ありがとうございます。委員の皆様からいろいろ意見をいただきましたが、何か事務局としてありますか。

(委員) その前にいいですか。

いろいろお話が事務局とかから出たり、皆さんのお話で、受講者が多かったからいいかっていうのがどうなのかなあっていう感じがしているんですよ。受講者が少なければ少ないなりでそういうことに問題意識を持ってきた人が一生懸命聞いてくれるっていうのは、そんなに悪いことなのか。ある小学校じゃあ10人ぐらいしか

受講者が集まらなかった、ある校ではいろいろみんなでノルマを掲げたりしたもんだから100人近くが集まったといったときに、果たして、「しょうがない。ノルマがあったから行こうよね」という場合の100人と、そうじゃなくて、「これはやっぱり必要だよな」と思っている5人とか10人でもいいような気がしているんですけど、逆にそういうふう事務局のほうにも、それをどう思われますかっていうのをちょっと感じました。

(会長) 研修等に関する参加者人数だけではなく、満足度とか、その必要な意見などが届いたかというところが大事じゃないかということですよね。では、今のも踏まえてお答えいただけたらと思います。

(事務局) 事業の成果評価ですが、私どもの方は、先ほどの参加者人数、アウトプットだと思いますが、若干ハートフル人権セミナーは基礎的な講座っていう位置づけなので、できるだけ広く新しい方に参加していただきたいということで、人数的なものが必要かなと思っていますが、先ほどから出てます満足度ですが、「生活の中で何か取り入れたいこと」とか、受講された後、そういった気づきとか、行動につながるとか、そういったものの方を質的な評価というか、そちらを重視しており、必ずセミナーでは受講後のアンケートを取らせていただいて、それを踏まえて次に生かしていくといった感じでやっております。

(事務局) 皆様にいろいろ貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。全部を包括するのはなかなか難しく、それぞれの立場でいろんな人権に関わるご意見いただき、ご関心を皆様、お持ちなのだということを改めて感じたところでございます。その中でも、ネットワークであったりとか、つながりとか、そういった話もあったかと思うんですけども、私どもとしましては、こういった場もそういったものを、より強めていくということでもありますし、他にもやはりいろんなこう人権問題についてもネットワークというのが非常に重要になってくるかと思っております。そういったところを、私たちの施策の中で生かしながら、皆様にも関心を持っていただけたらというふうに思っておりますし、皆様のご意見の方も反映させていただけたらというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。事務局におきましては本日の委員のご意見を踏まえて運営に努めていただきたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(委員) 令和6年度の取組状況、6番のオリジナル動画なんですが、市のホームページから見たことがないんですけど、どれくらいアクセスあったかとかわかるんですか。

(事務局) アクセス数はわかります。これはコロナのときに、講座などの自粛でございましたので、それに代わるものという形で、いろいろYouTubeを使ったりした、これは三部作なんですけど、その中で一番目の分が確か3万6千回と思いますが、市内の方だけではないと思いますが、見ていただいています。

(委員) 先ほどから自死の問題とか出ているんですけど、私18年ほど民生委員をやりまして、未だにちょっと精神的な問題がある方とか高齢者の方から地域の間人間関係がうまくいかないお話が出てくる。私もPTAや民生委員でいろいろ傾聴の勉強をし

てきましたけど、聞いてどのように返事をするか、ものすごく難しいですよ。地域のことで誰が見ているか分からないから、心療内科とか紹介するんですけど、やはりその中でも周南市などの近辺の心療内科に行きたくないという方がいらっしゃる。遠くの知っている先生方を紹介したり、市役所の保健センターも紹介したりするんですが、やっぱり随分精神的に病むとそういうふうになるので、私は県の精神衛生班の保健師さんを紹介して、そうしたらとてもお上手で、ちゃんと次に繋げてくださったり、お話を聞いて随分落ち着いて帰られる。これは、ただ情報提供なんですけど、そういう県の精神衛生班の話が出ていなかったのも、ちょっと皆さんにお伝えしました。

(会長) せっかくの機会なので皆様のご意見等追加でございましたら伺いしたいと思いますが、ございますでしょうか。

(委員) 先程から何人かの委員さんから出ていたと思うんですけど、せっかくハートフル人権セミナーにしても、いろんな研修、講習をされてるわけです。令和5年度の実績報告なんかは、すごい量のいろんな取組をされていると思います。それって、でも私が知ってるのは、ちょっとしかないなあとと思ったんです。人権だけではなくて、いろんなチラシとかがありますけど、そういったものって配られるんだけど、置いておかれるだけなんです。なかなかじゃあって手に取るっていったところまでは少ないし、手に取っても違ったって返される場合もあったりするので、やはり一番なのは、私たち何かする時には手渡しします。そうすると、手渡しをたくさんしたりした日には、参加者数が急に増えてたりします。だから、ちょっと広報の仕方ってというか、チラシを作って配って置くだけではなくて、住民の皆さん、市民の皆さんの手元に届くような工夫があると、先ほど言われたように、意識のある方が少ないんだと思うんですけど、やはり意識のある方がたくさん来てくださったらいいし、いろんなところで参加して欲しいなあと、私も参加したいなと思いました。

(会長) 広報につきまして周知の仕方につきましていろいろと課題が出てきているようです。

(委員) YouTube か何かに撮っておいて、半年なら半年の期間、観たい人はいつでも観れるよっていう形がとってあるといいのかなと思います。

(会長) 一部についてはYouTube で公開されたりしていますよね。

(事務局) 男女共同参画セミナーにつきましては、令和4年度、令和5年度についてはYouTube に動画があるところですが、なかなか長い動画という視聴回数が稼げない時代になっておりまして、早送りの時代なのでそのあたり工夫がいるのかなと思っております。

(会長) 当然ながら、公開にあたっては講師の方に許可を得る必要もありますよね。

(事務局) 講師の方の許可がないとできませんので、そこは許可を得ているということでございます。

(会長) 可能な限りは公開するようなことはしていただいているということですか。

(事務局) 可能な限りは、そういった取組をしていきたいと思います。

(会長) わかりました。他にご意見ないようですので、以上で本日の議事は終了いたします。

した。委員の皆様にはご協力を頂きましてありがとうございました。